

授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への 派遣留学生募集要項（平成30年7月～12月出発分）

ここでいう派遣留学生とは、授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定に基づいて本学の学部又は大学院に在籍しつつ、1年以内の1学期又は複数学期の間、海外の大学で教育を受けて単位を取得し又は研究指導を受ける交換留学生をいう。

1. 応募資格

- ① 本学の学部又は大学院の正規課程に留学が終了するまで在籍する者
 - ② 留学期間が1学期以上1年以内の者
 - ③ 休学することなく留学する者で、部局長の推薦を受けた者
 - ④ 派遣先大学の応募資格を有する者
- (注) 本学の授業料を納付することにより、留学先での授業料等は徴収されない。

2. 派遣先大学及び募集人員

別紙「大学間学生交流協定校一覧」のとおり

3. 応募方法および応募書類

オンライン申請の URL およびログインに必要な ID・パスワードを所属学部・研究科の教務担当掛を通じて入手し、オンライン申請を行う。必要書類をアップロードして申請を済ませたら、出力した参加申込書と共にその他提出書類を所属学部・研究科の教務担当掛へ提出すること。

《申請時アップロード書類》

- ① 志望動機書（様式1-1）
- ② 語学力の証明書
留学先の応募条件である語学について、2年以内のもの。
※英語圏への留学希望者は、希望先大学の設定する必要語学力の85%（テキサス大学オースティン校は100%）以上（各部ごとのスコアは問わない）で、かつ TOEFL iBT68 もしくは IELTS5.5 以上を取得していることを学内応募の必須条件とする。TOEFL iBT/IELTS スコアの提出の必要がない大学へ出願する場合も、学内選考の判断材料とするため提出すること。TOEIC スコアは留学に係る語学力の判断材料として取扱わないので注意すること。
- ③ 写真（胸から上を収めたもの、JPEG 形式）

※オンライン申請時に発行される ID とパスワードについて

出願が決定した場合、オンライン申請時に発行されたログイン ID と自身で作成したパスワードで指定の URL からログインし、渡航前情報入力や報告書提出を行うため、発行 ID 及びパスワードは自身で管理しておくこと。

《所属学部・研究科への提出書類》

- ① 参加申込書：
オンライン申請後に出力した用紙。
必ず健康状態について署名をし、担当教員からの署名と印をもらうこと。
指導教員が決定していない者は、所属学部・研究科の教務担当掛に相談すること。
- ② 学業成績証明書：
学部1年次の最初の学期分から平成29年度前期分までの発行された最新の分まで。
和文原本。※外国語の場合は翻訳を付けること、他大学在学時のものも提出のこと
- ③ 学科・専攻等の長又は指導教員の推薦書（日本語・原本）：
本学内での選考により出願が許可された者は、改めて留学先への出願書類を作成することとなる。その際、英文での成績証明書や留学先の言語で書かれた推薦状が必要な場合もある。

4. 募集締切

平成29年10月25日(水) 17:00 (国際教育交流課への提出期限)

上記の応募締切は教育推進・学生支援部国際教育交流課の締切である。学部・研究科を通じて応募のあった者のみを受け付けるので、所属学部・研究科の定める締切日までに書類提出すること。

5. 面接について

国際教育交流課締切後に面接を行う場合がある。

実施する場合のみ、国際教育交流課から応募者に直接連絡する。

6. 協定校への出願可否等の決定および留意事項

- ▶ 応募書類・面接により学内で選考を行い、各応募者の出願の可否、出願先等を決定して、平成29年12月中に、所属部局長に通知する。
- ▶ 出願を許可された者には、国際教育交流課から出願書類作成の指示を行い、国際教育交流課を通じて出願することとなる。なお、最終的な留学の可否は受入先相手校が決定するため、**学内選考で許可されても必ずしも留学できるとは限らない**(例えばカナダのケベック州大学学長協議会内の大学を希望した場合、各加盟校の事情により、同会の他大学や同会以外の協定校へ留学先を変更せざるを得ない場合がある)。
- ▶ **ビザや住居、保険、航空券の手配に関しては自身で行い、費用も自己負担となる。**
※渡航期間中は必ず救済費・治療費が無制限の日本の海外旅行保険に個人で自己負担にて加入すること。(京都大学で推奨している「学研災付帯海外留学保険」の場合、半年の留学：6万円、一年間の留学：13万円程度)
- ▶ 留学にかかる金銭的支援を受ける予定のないものについて、渡航費助成を行う(アジア：10万円、オセアニア・中東：13万円、欧州・北南米：18万円 ※平成28年度出発者の例)。
- ▶ 渡航に関する諸手続きについては冊子「海外留学の手引き」を参考にすること。

7. 交換留学渡航前の手続きについて

交換留学渡航に際し、大学として以下の説明会への参加や届け等の提出を必須とする。**不参加・未提出のものには渡航を認めない。**

- ▶ 海外渡航安全説明会(1月・7月開催のうちどちらか)への参加・渡航前健康調査票の提出
- ▶ 交換留学渡航に際する誓約書の提出
- ▶ 海外渡航届(所属学部・研究科教務担当掛へ提出)、その他所属学部・研究科で必要な諸手続き
- ▶ 海外旅行保険情報、渡航/帰国予定、保証人情報(オンラインシステムを通じて情報を提出)

8. 交換留学渡航後の連絡先について

渡航先の住所が決定したら速やかに「在留届」をオンライン提出すること。また本学オンラインシステムにも入力し、これらは渡航先の住所・連絡先の変更があれば速やかに変更手続きすること。

9. 留学後の報告

派遣留学生は帰国後、以下を提出すること。

- ① 交換留学報告書(様式2-1)(オンライン提出) ※派遣先大学発行の成績証明書等添付
- ② 渡航後健康調査票(窓口提出)

また、国際教育支援室帰国者アンケート・留学体験の披露等に係る大学広報・イベント等に可能な限り協力すること。

問い合わせ先:

教育推進・学生支援部 国際教育交流課 交流支援掛
原・飯田

ryuga-exchange@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

075-753-2489